

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：中部州（キャンディ県、ヌワラエリヤ県）、ウバ州（バドゥラ県）、サバラガムワ州（ケゴール県、ラトナプラ県）、南部州（ゴール県）、西部州（カルタラ県）
- (3) 案件名：国道土砂災害対策計画フェーズ 2（Landslide Disaster Protection Project of the National Road Network Phase 2）
- (4) 計画の要約：本計画は、土砂災害危険地域 7 県における土砂災害リスクの高い主要国道への斜面对策を実施することにより、国道の土砂災害リスク軽減を図り、もってスリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」という。）の脆弱性の軽減と経済成長の促進に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

スリランカは伝統的な親日国であり、多くの国際場裏で我が国の立場を支持している。また同国は我が国にとって、海上輸送路の確保や、南アジア・中東・アフリカ諸国との経済関係を発展させる上で地政学的な重要性を有している。

同国では経済発展が進む一方、季節風の影響を強く受けるために豪雨等が頻発するといった脆弱性への対応が大きな課題となっており、我が国はこれまで同国の脆弱性に対しても継続的に支援を実施してきている。右支援に対しては同国から繰り返し謝意が表明され、二国間の友好関係の基盤となっている。

2018 年 3 月の日スリランカ首脳会談において我が国は、安倍総理から、同国の国民生活に根差した支援を行う旨を表明しており、本計画の実施は、首脳会談でのコミットメントを着実に実行し、二国間の友好関係を維持・強化する上で不可欠なものである。

- (2) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

スリランカにおいて土砂災害は最も深刻な自然災害のひとつである。特に中央部の山岳・丘陵地域では、脆弱な地質特性、急峻な地形条件に加えて、急速な開発に起因し、モンスーン期の豪雨の際には急傾斜地の崩壊や地すべり等の土砂災害が頻発している。2006年から2016年までの土砂災害ではスリランカ全土で累計約400名の人命が失われる等、土砂災害は災害による死者・行方不明者の要因として最大を占めている。また、スリランカでは国内の旅客・貨物輸送の9割を道路網が担っており、土砂災害による道路網の寸断や封鎖は大きな経済損失をもたらす。

2004年12月に発生したインド洋大津波を契機として、スリランカ政府は災害対策法や国家災害対策管理計画を制定し、国家防災委員会、災害管理省、防災センターを設立する等、積極的に災害対策に取り組み、防災対策を政策上の重要課題に位置付けている。国家災害管理計画におけるアクションプランに当たる「国家総合災害管理プログラム」においては、具体的に土砂災害リスクの削減を目標に掲げ、スリランカの災害の中で特に被害の多い土砂災害への対策計画が設定されている。

我が国は、対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針（2012年6月）において「脆弱性の軽減」を重点分野の1つとして定め、防災能力強化に向けたスリランカ政府の体制整備を支援するとしている。当該方針の下、JICAは、2013年から円借款「国道土砂災害対策計画」（以下、「LDPP」という。）を通じ、土砂災害のリスクが高い中部州、ウバ州、西部州の7県において、土砂災害リスクが高い主要国道への斜面对策工を実施しているが、未だ多くの主要国道で斜面对策工が未整備である。国道土砂災害対策計画フェーズ2（以下、「本計画」という。）は、土砂災害対策が未整備の主要国道の斜面对策工を実施することで国道の安全性の向上を図ろうとするものであり、スリランカの政策においても優先度の高い事業として位置付けられる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

ア) 土砂災害高リスク地域における国道斜面对策工

イ) コンサルティング・サービス（地質調査、詳細設計、入札補助、施工監理、実施機関への技術支援（調査、設計、モニタリング、監理等）

② 期待される開発効果：各対象箇所での土砂災害道路封鎖及び土砂災害復旧費の軽減、国道利用及び近隣住民の安全向上、道路開発庁（Road Development Authority。以下、「RDA」という）及び国家建築研究所（National Building Research Organization。以下、「NBRO」という。）の土砂災害対策能力の向上を想定。

③ 借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府（The Government of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka）

④ 計画実施機関／実施体制：ハイウェー道路開発省（Ministry of Highways and Road Development。以下、「MOHRD」という。）及び RDA。ハイウェー道路開発省が実施機関となり、同省監督の下、RDA が事業を実施する。

⑤ 他機関との連携・役割分担：なし

⑥ 運営／維持管理体制：RDA が NBRO からの技術的助言に基づき、運営・維持管理を行う。RDA は現在実施している LDPP を含む複数の円借款案件の実施経験を有しており、技術面の実施能力について特段の問題はない見込み。財務面については、中央政府が円借款の借入人として返済を担い、MOHRD 及び RDA からの予算要求に基づき必要額を財務マス・メディア省が予算措置する予定。詳細は協力準備調査にて確認する。

(2) その他特記事項

① 本邦技術活用：スリランカにおいては、斜面对策に係る本邦技術の活用実績があり、本事業における活用可能性については協力準備調査にて検討する。

② 他の援助機関の対応：土砂災害対策に特化した技術支援は実施されていないが、世界銀行による気候レジリエンス改善プロジェクト（Climate Resilience Improvement Project: CRIP）等の一部として斜面对策への資金援助が行われている。また、国連開発計画が、国家総合防災管理プログラムの策定等、政策面を支援している。

③ 環境社会配慮：本計画は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリ B に分類される。

④ 横断的事項：本計画は気候変動の影響により土砂災害が発生しやすくなっている地域の斜面对策工であることから気候変動への適応案件と位置付けられる可能性があり、協力準備調査にて確認する。

⑤ ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズについて協力準備調査にて確認する。

⑥ 留意点等：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

スリランカ向け円借款「緊急災害復旧支援計画」の事後評価等では、丘陵地域の山間の道路において、激しい降雨により排水溝から水が溢れ出したとの報告があり、排水施設の維持管理が十分に行われるよう配慮する必要がある。また、スリランカ向け「土砂災害対策プロジェクト」終了時評価等において、整備した土砂災害対策工の維持監理に関するマニュアルの活用が推奨されている。本計画においても、上記教訓を踏まえ、事業実施及び運営維持管理体制の強化を図る予定。

以 上

国道路砂災害対策計画フェーズ2 地図

